



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

「広島 の 社長.tv」に所長山下江の番組を公開しました



広島を牽引するリーダーの生き様を番組化し、次世代を担う学生や起業家に生きるヒントと学びを与える為に構築された日本最大の経営者ウェブTV, 「広島 の 社長.tv (ティービー)」。

広島を牽引するリーダーの生き様を番組化し、次世代を担う学生や起業家に

広島の活性化につながることを願い、所長山下江の番組を公開しました。

所長が約10分間「成長の根源となる言葉」「社会の役に立つために」「理想の事務所像」「弁護士を目指す先」について語っています。ぜひご覧ください。

<http://hiroshima-president.net/law-yamashita>

☞詳しくは山下江のブログ「なやみよまるく」
>8/8《「広島 の 社長 TV」好調発進！》

弁護士 ON・OFF 第20回

弁護士 久井 春樹

私は、3度の飯と同じくらいに漫画が好きです。小学校に入学するかしないかくらいの時期から読み始め、数多くあった受験の時期にも合間の時間をぬって漫画を読んでいました。現在でも1週間の間に週刊少年誌を1冊、単行本を5冊ほど購入しています。

おかげで所有する漫画は増え続け、広島に来て2年足らずにもかかわらず、部屋は写真のような有様となりました。愛する漫画のために収納できる本棚を探し続けているのですが、理想のものと中々巡り会えません。

私の根が単純だからでしょうが、漫画は単なるストレス解消にとどまらず、私の生活や価値観等にも影響を及ぼしてきました。幼少のころは某バトル漫画の影響で修業をすれば手や指から光線が出ると信じて疑わなかったですし、中学生のときにバスケットボール部に入部したのは某バスケットボール漫画に感動したことがきっかけでした。大学生のころには高身長の子が低身長

の男子に恋をするという某少女マンガを読んで、高身長の女性との素敵な出会いを夢見るようになりました(今考えると本当に愚かだったと思います)。中でも司法試験の受験直前の時期に、某宇宙飛行士漫画の中で主人公が宇宙飛行士になる夢を果たすまでを読み、目に涙しながら勉強する気持ちを改めて奮い起したのは記憶に新しいです。

これだけ素晴らしい漫画が数多くある日本に生まれて本当に幸せです。これからも漫画を読む時間を大切にしていきたいと思います。



我が家にある漫画



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第20回

独占禁止法について（1）

「独占禁止法」というと大企業が市場を独占するのを禁止する法律であり、中小企業は関係ないのでは、と思われる向きもあるかと思いますが、そうではありません。

中小企業を保護するためにもある独占禁止法

確かに、同法は大企業による独占も禁止していますが、同法の正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」と言い、大企業の不当な行為から中小企業を守る（公正な取引を確保する）という側面もあるのです。この項では、こうした面を中心に述べます。



独占禁止法の目的

独占禁止法は何のためにあるか。自由市場経済は、事業者間の競争を通じて運営されるのが最も効率的という考え方に基づいて、競争政策を実現するためです。それによって、国民全体の利益（一般消費者の利益）が確保されることにもなります。

すなわち、公正で自由な競争を促進する目的を達成するために、事業者が競争を制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある行

為を禁止して、違反行為があればそれを排除することによって、市場における競争の秩序を維持・回復することを目的としています。

公正取引委員会

そして、この独占禁止法を運用するための国の行政機関が公正取引委員会です。同委員会は、違反の疑いがあったときは、事情聴取・資料収集を行い、弁明の機会を付与し、最終的には同違反行為を止めるように「排除命令」を発します。

独占禁止法の3本柱

同法により禁止される行為は次の3つです。①私的独占、②不当な取引制限、③不公正な取引方法。

①私的独占は、例えば、キリンビールとサントリーの統合問題のように、企業同士が統合する場合に市場を独占してしまうおそれがある場合や、国内大手航空会社が新規参入者の設定した割引運賃と同額又はこれを下回る運賃を設定することにより、新規参入を妨害するおそれがある場合などに問題となります。

不当な取引制限

②不当な取引制限とは、カルテルや入札談合のことです。カルテルとは、企業間の価格などの協定のことをいいます。同業者が一緒になって販売価格や供給数量などの競争を制限して、市場をコントロールすることです。



入札談合とは、入札参加者が予め話し合っ
て受注予定者や受注価格を決めること
です。談合などにより不当な取引制限
をした者は、5年以下の懲役又は500
万円以下の罰金に処せられることと
なります。

不当な取引制限は、二つ以上の事業者
が共同して競争を制限しようとする
合意がある場合に成立します。この「
合意」は広い意味で使われており、
話し合いの中で、皆が他の同業者が
どういう行動をとるか予測して、こ
れらと歩調を揃えようと考えている
場合（「暗黙の合意」といいます）や、
話し合いの会合などに出席していな
くても、参加者から連絡を受けて合
意に従えば、不当な取引制限に該当

しますので、注意が必要です。

行政機関への処罰規定は？

独占禁止法は、事業者又は事業者団
体の行為を禁止の対象としているのみ
で、公共工事の入札を実施する行政
機関の処罰は対象となりません。行
政機関の職員に対しては、「入札談
合等関与行為の排除及び防止並びに
職員による入札等の公正を害すべき
行為の処罰に関する法律」が制定さ
れており、同法に従って処罰されま
す。

※バックナンバーをご入り用の方は、
裏面の連絡先までお問い合わせください。

事務局コラム 第20回 「一度は登りたい3776メートル」 M. A

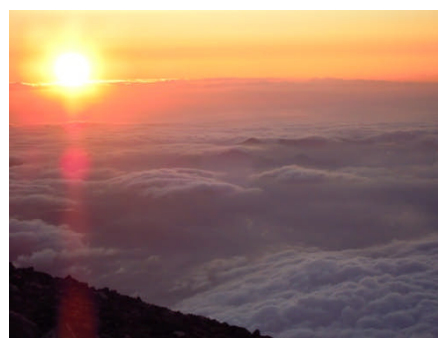
富士山に登ってきました。

20代のうちに富士登山する！と家族に
宣言しGWに申し込んだのも束の間、6
月に世界文化遺産に登録され、空前の
富士山ブーム。スポーツ店には富士登
山グッズが所狭しに並び、連日TVで
取り上げられるにつれ、大変な時期
に申し込んでしまったなあと少しの不
安を抱えながらも、山頂まで無事に
登りきり、ご来光を見ることができ
ました！

光りが来ると書いてご来光。『ご』
という尊敬語がつくので神様の光と
いうことでしょうか。暗闇の中から
ゆっくりと現れる光。それを静かに
眺めるのがたまらない。神々しいと
はまさにこういうことなのでしょう。
美しいのは言うまでもないですが、
光がさすことによって徐々に明る
く暖かくなり、今までの“暗い、寒
い”の二大不安要素から解放されて
いくのがすごく勇気づけられ、感
動的でした。

ゲームでいうなら暗闇の世界で大魔
王を倒し光の世界を取り戻した感
覚。身体の疲れが回復するわけでは
ないのですが、元気がでると同時に
自然の偉大さを思い知らされました。
帰り道は大砂走り、恐らく瞬時的に
ボルトを越えたのではと思う程の
超ダッシュで楽しく下山しました。

日本一の疲労感と達成感を味わう
ことが出来る富士山。来年も…と
は言い難いですが是非また挑戦
したいと思います！



頂上からのご来光



法律事情なう

◆企業法務セミナー開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非、ご活用ください。



・第9回:平成25年9月26日(木)

18:30~20:30

講師 副所長・弁護士 田中伸

“不正競争防止法って、なに?”

会場:広島パシフィックホテル(中区上八丁堀8-16)

受講料:顧問会社様 無料(複数名可)

一般 1名様につき 5,000円

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆FMちゅーピー「なやみよまるく〜江さんの何でも法律相談〜課外版」のご案内



山下江法律事務所所長の山下江が毎月第3水曜日18:30から、紙屋町のウェストプラザビルで、座談会的法律相談を開催しています。

第6回:平成25年9月18日(水)

- ・息子が私の車を無断運転で事故。私の責任は?
- ・交通事故の責任は自分にあるが、保険金をもらえるか

第7回:平成25年10月17日(水)

- ・セックスレスは離婚原因になるか?
- ・離婚のための手続きを教えてください。

☞詳細は、当事務所サイト(トップ)お知らせをご参照ください。

◆交通事故サイト、リニューアルオープン!

<http://www.hiroshima-jiko.com/>

あなたの人生を形作る山下江法律事務所
広島弁護士による交通事故相談
 広島最大級の弁護士事務所 弁護士15名、総案件28名(平成25年4月現在)
 ☎0120-7834-09 (10時~24時 年中無休)
 HOME | 事務所案内 | 交通事故の対応 | 損害賠償の計算方法 | 損害賠償額の算出 | 交通事故の解決事例 | 最新・ご相談の流れ | 弁護士費用 | 事故現場が | 弁護士協会の | アクセスマップ

山下江法律事務所が選ばれる理由
 ● 弁護士が入ると賠償金が増える
 ● 大幅な賠償金の増額実績
 ● 後遺障害の等級認定サポート
 ● 初回1時間相談0円、着手金0円

交通事故解決の圧倒的実績
 交通事故の賠償金は、弁護士が代理交渉することによって増額するケースが大半です。まずはお気軽に弁護士にご相談ください。

2012年度 解決実績339件 受任件数132件

交通事故の賠償金は、弁護士が代理交渉することによって増額するケースがほとんどです。まずはお気軽に弁護士にご相談ください。

◆所長がNPO 法人瀬戸内里海振興会の理事長に就任しました

当会は、多くの住民が「里海」とふれあいながら、学び、研究し、情報発信することで、「里海」の保全と地域の活性化に役立つ様々な事業を行っています。瀬戸内海の環境保全・再生・創出に貢献してまいります。詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>6/4「瀬戸内里海振興会理事長に就任(〇)」をご参照ください。

◆秘書部長が「働く女性のネットワーク会議」に登壇



7月20日(土)、広島県主催の「働く女性のネットワーク会議」の

分科会「ワーキングマザーの子育て」において、秘書部長の今井絵美が、パネリストを務めました。



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間: 平日 9時~18時

TEL: 082-223-0695 / FAX: 082-223-2652

電話受付: 年中無休 7時~24時

相談時間: 月曜 9時~21時(夜間相談有り)、火曜~金曜 9時~18時、土曜 10時~17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL: info@law-yamashita.com メール受付: 年中無休 24時間対応